

島マス記念塾 塾則

(目 的)

第1条 本塾は、戦後沖縄の社会福祉の歴史を象徴する島マスの足跡をふまえて、変容する社会を捉えつつ、地域を知り、地域を愛し、地域を誇れる人材を創出するとともに、人と人が支えあうまちづくりの拠点とし、新たなる福祉社会の形成に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本塾の名称は、島マス記念塾（以下「塾」という。）とする。

(事 業)

第3条 塾は、第1条の目的を達成するために、塾生を募集し、必要な講義・講座等を開催する。

2 塾の開講期間は1年とする。ただし、塾生募集に関する詳細は、別に定める。

(設置主体)

第4条 塾の設置主体は、社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(運営主体)

第5条 塾の運営主体は、塾務会とする。

(塾務会)

第6条 塾務会は、委員8人以内で組織し、社協会長が委嘱する。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役 員)

第7条 塾務会に塾長及び副塾長をそれぞれ1名おく。

2 塾長及び副塾長は、委員の互選により選出し、社協会長が任命する。

3 塾長は会務を統括し、塾を代表する。

4 副塾長は塾長を補佐し、塾長に事故あるときはその職務を代行する。

(役 割)

第8条 塾務会は、次の事項について審議する。

(1) 塾の事業計画並びに予算に関すること

(2) 塾のカリキュラム並びに講師の選定に関すること

(3) その他、塾運営について必要と認められる事項

(専門委員会)

第9条 塾務会には、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

(後援会及び塾友会)

第10条 塾の活動を幅広く行うために、後援会及び塾友会を置くことができる。

2 後援会及び塾友会に関する詳細は別に定める。

(事務局)

第11条 塾務会の事務局を、社協事務局内におく。

(会計年度)

第12条 塾の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 塾の運営に要する経費は、次の収入でもってあてる。

- (1) 受講料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他

(委任)

第14条 この塾則に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

付 則

この塾則は、平成4年3月16日より施行する。